

○農務省、厚生労働省、  
環境省、経済産業省、告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生労働省、令第一号）第七條の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七條の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月農林水産省、告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。

財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
農林水産大臣 山本 有二  
経済産業大臣 世耕 弘成  
環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。  
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七條の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月農林水産省、告示第九号）（抄）

改正後		改正前	
特定分別基準適合物	再商品化の手法	特定分別基準適合物	再商品化の手法
規則第四條第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	規則第四條第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法
単価	一トンにつき四、五五一円	単価	一トンにつき四、一四二円
規則第四條第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	規則第四條第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法
単価	一トンにつき五、〇四二円	単価	一トンにつき四、四九二円
規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法
単価	一トンにつき七、二二一元	単価	一トンにつき五、九四三元
規則第四條第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維物等を得るための手法であつて、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維	規則第四條第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維物等を得るための手法であつて、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維
単価	一トンにつき九、一八円	単価	一トンにつき一、〇七円

規則第四 条第五号 に規定す る分別基 準適合物		規則第四 条第六号 に規定す る分別基 準適合物		白色の発泡スチロー ル製食品用トレイに 係る分別基準適合物 から減容顆粒品、イ ンゴット又はベレッ トを得るための手法	一トんに つき四 〇、四一 七円	フレック若しくはベ レット等のプラス チック原料又はベッ トボトル等の原料と なるポリエステル原 料（ビス（二―ヒド ロキシエチル）テレ フタレート、テレフ タル酸ジメチル、テ レフタル酸等をい う。）を得るための手 法	物等の原材料を除い た選別後の分別基準 適合物から固形燃料 又はフラフ燃料を得 るためのもの
炭化水素油を得るた めの手法	一トんに つき六 八、九三 五円	コークス炉で用いる 原料炭の代替物を得 るための手法	一トんに つき四 三、二四 三円	高炉で用いる還元剤 を得るための手法	一トんに つき三 六、五七 九円	ペレット等のプラス チック原料又はプラ スチック製品等を得 るための手法	一トんに つき五 四、一九 一円

規則第四 条第五号 に規定す る分別基 準適合物		規則第四 条第六号 に規定す る分別基 準適合物		白色の発泡スチロー ル製食品用トレイに 係る分別基準適合物 から減容顆粒品、イ ンゴット又はベレッ トを得るための手法	一トんに つき一〇 九、八七 五円	フレック若しくはベ レット等のプラス チック原料又はベッ トボトル等の原料と なるポリエステル原 料（ビス（二―ヒド ロキシエチル）テレ フタレート、テレフ タル酸ジメチル、テ レフタル酸等をい う。）を得るための手 法	物等の原材料を除い た選別後の分別基準 適合物から固形燃料 又はフラフ燃料を得 るためのもの
炭化水素油を得るた めの手法	一トんに つき六 八、九三 五円	コークス炉で用いる 原料炭の代替物を得 るための手法	一トんに つき四 一、八七 三円	高炉で用いる還元剤 を得るための手法	一トんに つき三 一、六七 九円	ペレット等のプラス チック原料又はプラ スチック製品等を得 るための手法	一トんに つき六 一、三〇 三円

水素及び一酸化炭素 を主成分とするガス を得るための手法	一トんに つき三 七、一四 九円
水素及び一酸化炭素 を主成分とするガス を得るための手法	一トんに つき三 一、二九 九円